

私振第169号
令和6年(2024年)5月28日

各私立高等学校
関係私立専修学校・各種学校 } 設置者 様

熊本県総務部総務私学局私学振興課長

令和6年度(2024年度)熊本県奨学のための給付金及び熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金の一部早期給付に係る申請募集について(依頼)

日頃から本県私学行政の推進につき格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
本県では、保護者等が熊本県内に在住している私立高等学校等及び私立高校専攻科の生徒の保護者等を対象とした標記給付金事業を実施し、今回新生を対象とした一部早期給付の申請を受け付けることとしました。

貴校におかれましては、本県制度に該当する生徒がいる場合は、別添「生徒・保護者向け案内文」により対象者へ御周知いただくとともに、可能な限り申請書を取りまとめの上、当課宛てに御提出いただきますようお願いいたします。

なお、7/1が認定基準日の通常申請の募集については別途依頼します。

記

1 熊本県への提出書類等

- (1) 申請者一覧表兼在学証明書(学校で取りまとめる場合)又は在学証明書(※1)
- (2) 「熊本県奨学のための給付金交付申請書」又は「熊本県専攻科の生徒への奨学のための給付金交付申請書」
- (3) 世帯状況が確認できる書類
【非課税世帯の場合】
令和5年度(2023年度)課税証明書等又は個人番号カードの写し等(※2)
【生活保護世帯の場合】
生活保護受給証明書(4/1時点で生業扶助を受給していることが証明できるもの)
- (4) 振込口座が確認できる書類(※3、4)
- (5) 扶養の状況が確認できる書類(扶養誓約書)(※5)

※1 必ず、認定基準日(4/1)時点で在学していること及び在学している課程(全日制・定時制・通信制の別)が記載された在学証明書を提出してください。

※2 マイナンバーにより申請を行う場合は、「個人番号カード(写)等貼付台紙」及び「調査等同意書」により個人番号を提出してください。

※3 (4)については「貼付け台帳」に添付し、提出してください。

※4 申請者以外の口座を指定する場合、「受領委任状」が必要です。

※5 通信制・専攻科以外の非課税世帯の第2子単価で申請する場合に必要です。認定基準日現在で扶養されていることを証明する「扶養誓約書」の提出が必要となります。

また、兄弟姉妹に通信制の高校生等がいることで非課税世帯の第2子以降として申請する場合は、通信制の高等学校等から兄弟姉妹の在学証明書を入手して提出してください。

申請書等の様式は、以下のホームページにも掲載しています。

○ 熊本県私学振興課ホームページ

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/11/50827.html>

2 熊本県への提出期限

令和6年（2024年）6月24日（月）まで

※ 申請を取りまとめていただける場合、申請者から学校への提出期限は各校において設定してください。

※ 給付時期については8月末日を予定しております。

3 提出先

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県総務部総務私学局私学振興課私学運営支援班

4 注意事項

- 「生徒・保護者向け案内文」を熊本県ホームページに掲載しておりますので、御活用いただきますようお願いいたします。
- 一部早期給付を申請する場合、一部早期給付分を除いた残額については別途申請が必要となりますので、残額分については通常申請と同じスケジュールで御提出ください。
- 学校で申請を取りまとめていただける場合、マイナンバーカードの写し等と交付申請書（マイナンバーカードの写し等以外の添付書類を含む）は別ファイルにファイリングしてください。また、提出の際は、書留郵便等、記録が残る形で郵送してください。保護者等から学校への提出の際にも、上記同様の提出方法とするよう御案内をお願いします。

【お問合せ先】

熊本県 総務部 総務私学局
私学振興課 私学運営支援班
電話:096-333-2064